

特定非営利活動法人 ライブブルー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ライブブルーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府交野市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者等に対して、福祉タクシーに関する事業、高齢者見守り事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 福祉タクシー事業

② 高齢者見守り事業

③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその

旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条

の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。
(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なく

とも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければ

ばならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	久保田 哲
副理事長	西井 大介
副理事長	井上 英則
監事	西井 正明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 年額5000円
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 年額10000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 ライブブルー

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	くぼた さとし 久保田 哲		有
副理事長	にしい だいすけ 西井 大介		無
副理事長	いのうえ ひでのり 井上 英則		無
理 事			
理 事			
監 事	にしい まさあき 西井 正明		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人 ライブブルー
設立代表者 久保田 哲

1 趣旨

人の移動には様々な形があります。徒歩や自転車、自動車等、一定の制限の中、人は多くの移動手段がある中、選択し、毎日の暮らしを営んでいます。また、時代の変化に応じて、社会全体も様々な移動のインフラを整備し、私たちの暮らしを支えています。

クルマ社会と言われている久しいこの国では、それを支え、創ってきた高齢者の方の移動が今、めまぐるしく変動する社会においても、公共交通の減少などの影響を受け、安全面、利便性からも厳しい立場に追いやられています。

高齢社会と言われている我が国において、介護保険や要支援を受けている方や、障がいのある方が、生き甲斐を感じて暮らしているために、安心して利用できる移動手段の確保、地域の安全対策は、福祉の更なる向上につながると考えます。具体的には一人暮らしの高齢者等に対して、生活支援の事業等を通じて、見守り活動を展開していくことで、高齢者の生活不安の解消の一助に繋がっていきたいと考えます。

また、福祉タクシーの業務は、そんな方々の暮らしをより豊かにしていく手段の一つとして、社会が提示できるサービスの一環だと考えます。また、福祉タクシーの制度の理念上、利益を求めないNPO法人の取得が求められているのが現状です。

私たちは、福祉タクシー業務を展開することで、地域の高齢者の皆さんをはじめとする方々の暮らしを豊かにし、安全安心の社会の実現に寄与し、明るい笑顔を提供できる団体として、取り組んでいく所存です。

最後に、地域の暮らしを豊かにし、一人ひとりを取り残さない明るい社会の実現にむけて、福祉タクシー事業等を展開していきます。

2 申請に至るまでの経過

多くの高齢者の方とお話をする機会の中で、「路線バスが減少し、またバス停までの距離がしんどくて、外出を控えがち」のお声を多く聞くことができました。そんな中、多くの仲間とともに、話し合い、2024年4月に事業展開の話が持ち上がりました。その後、協議を重ねた結果、2024年9月にNPO法人での事業展開を取り決めました。

初 年 度 事 業 計 画 書

設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 ライブブルー

I 事業の実施方針

設立初年度において、高齢者等の生活移動支援を基軸に福祉タクシー事業や高齢者の見守りの活動を展開することで、社会貢献活動に取り組む。また、資格取得等を通じて、翌年度以降の活動の充実に従事する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 事業

【内 容】 福祉タクシー事業

【実施場所】 交野市内他

【実施日時】 対象者に併せて随時

【事業の対象者】 高齢者等

【収 益】 192000 円 (1 回あたり 4000 円×8 回<1 か月あたり>×6 か月)

【費 用】 300000 円 (1 回あたり 2500 円×8 回<1 か月あたり>×6 か月) 人件費
(180000 円) 車両関係費・ガソリン代

(2) 事業

【内 容】 高齢者見守り事業

【実施場所】 交野市内

【実施日時】 対象者に併せて随時

【事業の対象者】 高齢者

【収 益】 40000 円 (20000 円×2)

【費 用】 10000 円 (5000 円×2) 人件費

2 その他の事業

(1) 物品の販売事業

当該年度は実施予定なし

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ライブブルー

I 事業の実施方針

高齢者等の生活移動支援を基軸に福祉タクシー事業や高齢者の見守りの活動を展開することで、社会貢献活動に取り組む。また、更なる資格取得等を通じて、翌年度以降の活動の充実に従事する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 福祉タクシー事業

【内 容】 福祉タクシー事業

【実施場所】 交野市内他

【実施日時】 対象者に併せて随時

【事業の対象者】 高齢者他

【収 益】 1152000 円 (1 回あたり 4000 円×24 回<1 か月あたり>×12 か月)

【費 用】 1080000 円 (1 回あたり 2500 円×24 回<1 か月あたり>×12 か月) 人件費
(360000 円) 車両関係費・ガソリン代

(2) 高齢者身見守り事業

【内 容】 高齢者見守り事業

【実施場所】 交野市内

【実施日時】 対象者に併せて随時

【事業の対象者】 高齢者

【収 益】 200000 円 (20000 円×10)

【費 用】 50000 円 (5000 円×10) 人件費

2 その他の事業

(1) 物品の販売事業

当該年度は実施予定なし

初年度活動予算書

特定非営利活動法人 ライブブルー
(単位：円)

成立の日から2026年3月31日まで

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50000	0	50000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
福祉タクシー事業	192000	0	
高齢者見守り事業	40000	0	232000
5. その他収益			
受取利息	0	0	
雑収益	0	0	0
経常収益計	282000	0	282000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当(福祉タクシー)	120000	0	
給料手当(高齢者見守り)	10000	0	130000
人件費計	130000	0	130000
(2) その他経費			
車両リース代	120000	0	
ガソリン代	60000	0	180000
その他経費計	180000	0	180000
事業費計	310000	0	310000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	10000	0	0
人件費計	10000	0	10000
(2) その他経費			
その他経費計	0	0	0
管理費計	10000	0	10000
経常費用計	320000	0	320000
当期経常増減額	-38000	0	-38000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	-38000	0	-38000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-38000

※当該年度はその他事業の実施を予定していません

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人 ライブブルー
(単位：円)

2026年4月1日から2027年3月31日まで

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50000	0	50000
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4 事業収益			
福祉タクシー事業	1152000	0	
高齢者見守り事業	200000	0	1352000
5 その他収益			
雑収益	0	0	0
経常収益計	1402000	0	1402000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当(福祉タクシー)	720000	0	0
給料手当(高齢者見守り)	50000	0	770000
人件費計	770000	0	770000
(2) その他経費			
車両リース代	240000	0	
ガソリン代	120000	0	360000
その他経費計	360000	0	360000
事業費計	1130000	0	1130000
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	10000	0	10000
(2) その他経費			
その他経費計	0	0	0
管理費計	10000	0	10000
経常費用計	1140000	0	1140000
当期経常増減額	262000	0	262000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	262000	0	262000
前期繰越正味財産額			-38000
次期繰越正味財産額			224000

※当該年度はその他事業の実施を予定していません